

## 第7回労働協約交渉

# 専任社員・シニア契約社員、重点項目で交渉! 罹患休暇を新設し、会社として 感染防止対策を強化せよ

「専任社員の労働条件を改善すること」

◆「同一労働・同一賃金」の原則に基づき賃金を改善し、短日数勤務等を導入し選択制とともに、現在90日の病欠期間を社員と同様の180日とすべきである。

「シニア契約社員の労働条件の向上を図ること」

◆シニア契約社員の賃金を改善するとともに、募集にあたつては希望者全員を雇用すべきである。

「重点項目・労働時間管理を徹底すること」

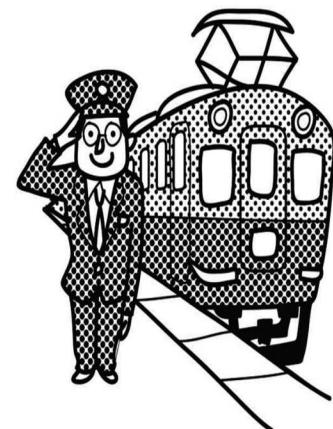
◆労働時間管理に対し管理者教育を徹底し、サービス労働が発生しないように問題点の把握及びその解消を図る様に、会社として取り組みを強化すべきである。

「重点項目・感染症対策を行うこと」

◆罹患した社員が、安心して治療に専念できるように罹患休暇を新設するとともに、会社として3密「密閉・密集・密接」を避け、感染防止対策を強化すべきである。

「重点項目・育児関連について」

◆女性社員が働き続けられるように、「妊活」や育児に関わる社員に対して、勤務等の労働条件を会社として考慮するべきである。



# 国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩